

畜産高度化支援リース事業業務委託契約書

一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「甲」という。）と受託団体等（以下「乙」という。）は、業務委託について次により契約する。

第1条 甲は、畜産高度化支援リース事業業務委託要領（以下「委託要領」という。）第2に定める業務を乙に委託するものとする。

第2条 乙は、委託要領に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。

第3条 甲及び乙は、相互に、相手方から得た情報について個人情報保護法上の義務を遵守するものとする。

第4条 甲は、乙に対して、委託要領第6に基づき、業務委託費を交付する。

第5条 甲は、事業の円滑な実施に当たって必要があるときは、委託要領を改正することができるものとする。

2 甲は、前項の改正を行ったときは、直ちに乙に通知するものとする。

第6条 この契約は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。

ただし、毎年1月末日までに、甲又は乙から契約打ち切りの申出のないときは、同一条件で1年間延長するものとする。

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の

各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

(4) 貸付施設等の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができるものとする。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は、損害賠償の責を一切負わないものとする。

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
一般財団法人 畜産環境整備機構
理事長

乙